

鳥取大学研究成果リポジトリ

Tottori University research result repository

タイトル Title	学校衛生と産育：乳幼児死亡の回避可能性をめぐる20世紀初頭フランスの動向
著者 Author(s)	河合, 務
掲載誌・巻号・ページ Citation	地域学論集：鳥取大学地域学部紀要, 15 (1) : 93 - 100
刊行日 Issue Date	2018-10-31
資源タイプ Resource Type	紀要論文 / Departmental Bulletin Paper
版区分 Resource Version	出版社版 / Publisher
権利 Rights	注があるものを除き、この著作物は日本国著作権法により保護されています。 / This work is protected under Japanese Copyright Law unless otherwise noted.
DOI	
URL	http://repository.lib.tottori-u.ac.jp/6331

学校衛生と産育
— 乳幼児死亡の回避可能性をめぐる 20 世紀初頭フランスの動向 —

河合 務

School Hygiene and Nourishment of Children
: An Attitude toward the Avoidability of Infant Mortality early in the 20th Century in France

KAWAI Tsutomu

地域学論集（鳥取大学地域学部紀要） 第15巻 第1号 抜刷

REGIONAL STUDIES (TOTTORI UNIVERSITY JOURNAL OF THE FACULTY OF REGIONAL SCIENCES) Vol.15 / No.1

平成30年10月31日発行 October 31, 2018

学校衛生と産育

- 乳幼児死亡の回避可能性をめぐる 20 世紀初頭フランスの動向 -

河合 務*

School Hygiene and Nourishment of Children

: An Attitude toward the Avoidability of Infant Mortality early in the 20th Century in France

KAWAI Tsutomu*

キーワード：学校衛生，産育，乳幼児死亡，墮胎，衛生教育

Key Words: School Hygiene, Nourishment of Children, Infant Mortality, Abortion, Health Education

I. はじめに

——子どもの生命へのまなざし——

多産多死から少産少死へ——先進諸国が経験した人口転換の過程における子ども観の変容，特に子どもの生命の意味づけの変容に迫ることが本稿の目的である。このテーマに示唆を与える研究的な源流はフィリップ・アリエスの『〈子供〉の誕生』(原書 1960 年，邦訳 1980 年) に遡ることができるが¹，より直接的な契機を提示しているのはアリエスの研究を踏まえたヴィヴィアナ・A・ゼライザーが論じた「子どもの生命の神聖化 (sacralization)」概念である²。ゼライザーは 19 世紀後半から 20 世紀初頭のアメリカを事例として，産業化と商業文化の増殖と逆行するように，子どもが大人から分離された非商業的な地位を得ていく様子を分析している。この時期，児童労働に従事することで家計を支える子どもの経済的価値が低減する代わりに子どもの感情的価値が増大するという「子ども期の文化的再定義 (cultural redefinition of childhood)」³ が進行する。ゼライザーは，こうした変容が経済構造，職業構造，そして家族構造の深層における変化によって形成されたと述べるとともに，それが「子どもの生命の神聖化 (“sacralization” of children's lives)」の文化的プロセスの構成要素でもあったと指摘している⁴。「経済的には『価値がない (“worthless”)] が，感情的には『貴重な (“priceless”)] 子どもの出現が現代的子ども期

(contemporary childhood) の本質的な条件を創り出した」⁵ というのがゼライザーの基本的視座である。ただし、「子どもの生命の神聖化」概念は，どの程度に一般化可能なのかという疑問は残る。ゼライザー自身はアメリカ以外の先進諸国のケースを分析しているわけではなく，また，「現代的子ども期」の一般像を提示することに一定の学術的意義は認められる一方で，慎重さも求められ限界もあるのではないかと推測される。そこで，本稿は上記のようなゼライザーの指摘を研究上の仮説としながらも，「子ども期の文化的再定義」と「子どもの生命の神聖化」の進行に関して，その具体的な内実をアメリカ以外のケースを視野に収めながら検討するというアプローチを採る。そのうえで「子どもの生命の神聖化」概念の有効性そのものを再検証し，場合によっては，この概念の修正あるいは適用範囲の伸縮なども今後の検討課題に含めるものとする⁶。

本稿が具体的に検討の俎上に載せるのは，アリエスが主に研究対象とした国でもあり，また，先進諸国の中で最も早く人口転換への道を歩み始め，人口問題に対処するための議論が盛んに行われてきたフランスの事例である⁷。アメリカの場合には，20 世紀への転換期において子どもの生命と健康の保護が国家的優先事項 (national priority) の位置を獲得したが，これは子どもの死が国家的な恥辱 (national disgrace) と位置づけられることをも意味した⁸。

*鳥取大学地域学部地域学科人間形成コース

この点に関連して筆者は、出生率の上昇（つまり、子どもの生命が多く誕生すること）を奨励する人口言説を生み出したフランスの出産奨励運動に関する研究成果を上梓したが⁹、本稿ではゼライザーの「子どもの生命の神聖化」概念を念頭に置きながら、死亡率や死亡原因に関する20世紀初頭フランスの動向を検討対象とすることによって、子どもの生命がどのように意味づけられたのか、そして、これが産育や学校衛生にどのように関連性を有していたのかという点について分析する。この研究作業を筆者はこれまで本格的には遂行してこなかった¹⁰。

さて、20世紀初頭フランスでは死亡率をめぐってフランス政府公認のもとで1902年から67人のメンバーから成る「人口減退に関する委員会」が召集され、その下位組織として「死亡率に関する小委員会」が設置されている。この小委員会が1911年にまとめたのが『死亡率の原因に関する総合的報告』（以下、この報告書を日本語では『総合的報告』、フランス語ではR_{GCM}と略記する。）¹¹である。本稿は、この『総合的報告』を手がかりとして子どもの生命の意味づけを解明することを試みる。

「死亡率に関する小委員会」を代表して、この『総合的報告』をまとめたのは共和派で博愛主義的な政治家であったポール・ストロース（Paul Strauss, 1852-1942）である¹²。ストロースという政治家を軸として19世紀末から20世紀初頭フランスの人口をめぐる動向を整理したC. ロレの2001年の論考¹³は本稿にとって参考となる。ロレは、この時期の3つの動向を視野に収めて分析している。その動向とは、第一に1896年の人口統計学者ジャック・ベルティヨンによる「フランス人口増加のための国民連合（以下「フランス人口増加連合」と略記。）」の設立、第二に1902年の「人口減退に関する委員会」の議会への召集・附設、そして、第三に医者を中心勢力となって1902年に設立された「乳幼児死亡防止連盟（Ligue contre la mortalité infantile）」という3つの運動である。それらは独立しつつも連動性を有しながら展開されており、3つの運動の要の位置でまとめ役となったのが政治家ストロースだったというのがロレの見立てである。ストロースは「フランス人口増加連合」の創設時からのメンバーであった¹⁴。そして、ロレの論考で指摘されているようにストロースは「乳幼児死亡防止連盟」のメンバーでもあり、「死亡率に関する小委員会」を代表して『総合的報告』をまとめたキーパーソンであったという点は注目に値する。出産奨励運動と乳幼児死亡防止運動という2つの運動はそれぞれの運動を個別に展開しながらも、

その内実において連動し有機的に結びつき合っていた可能性がある。この点を視野に収めたうえで『総合的報告』の中身の分析に入っていくこととしたい。

Ⅱ. 『死亡率の原因に関する総合的報告』（1911年）における産育

1. 病気の「回避可能性」の追求

『総合的報告』の冒頭では、「死亡率に関する小委員会」が召集された経緯とともに、フランス人口の伸び悩みへの危機意識が論じられている。フランス人口の伸び悩みは、年間の死亡数が出生数を上回った1895年、1900年、1907年になって初めて顕在化したものではなく、少なくとも半世紀以上にわたる趨勢だと指摘されている¹⁵。人口動態上の出生率と死亡率の関係については、同時並行性（parallélisme）——ある国で出生率低下と死亡率低下が同時並行的に起こるといふ仮説——を一般化することには慎重でなければならないというのが「死亡率に関する小委員会」の立場である。そして、フランスはヨーロッパ諸国において死亡率は当時最悪の水準ではないが、出生率が低いために人口増加が鈍くなっているという見解が表明されている¹⁶。「死亡率に関する小委員会」が依拠したと推測されるのが「人口減退に関する委員会」のメンバーであった人口統計学者ジャック・ベルティヨンが1904年に発表した「ヨーロッパ諸国における人口動態の同時並行性」¹⁷という論文である。同論文では1891年から1899年のヨーロッパ各国の出生率と死亡率のデータが示されている。例えば、英国（イングランド、ウェールズ）の出生率30.1パーミル、死亡率18.2パーミル、プロシアの出生率37.0パーミル、死亡率21.9パーミル、イタリアの出生率34.6パーミル、死亡率24.1パーミル等と比べ、フランスの出生率は22.2パーミル、死亡率は21.6パーミルとなっている。こうしたデータから「死亡率に関する小委員会」は、フランスの出生率の低さが際立っており、死亡率は最低水準ではないという見解をとったものと思われる。

『総合的報告』では、こうした小委員会の見解を提示しながら、フランスの死亡率には改善の余地があること、そして、乳幼児の死亡率を低下させる努力が、出生率を上昇させる努力とともに行われるべきだと提言する。引用しよう。

「特に、もしそれが、乳幼児（nourrissons）、つまり、早過ぎる死の危険に最もさらされている存在の保護を優先する闘いの領域のためのもの

であるならば、出生率上昇という観点の努力は、回避可能な病気に対する必要な闘いと全く矛盾しない。」¹⁸

ここで使用されている「回避可能な (évitables)」という形容詞は、同報告書全体にわたり頻出する用語である¹⁹。医療や衛生の知識を駆使し、住居を含めた家庭環境における配慮によって回避可能な病気を除去する努力を行い死亡率を低下させるべきだというのが同報告書の基調である。「死亡率に関する小委員会」は、死亡率の原因の「回避可能性 (évitabilité)」概念²⁰に焦点をあてている。

病気や死亡の「回避可能性」概念が重視される背景には、細菌学の発展による殺菌法とワクチン接種法の開発が横たわっている。ドイツの細菌学者ロベルト・コッホ (1843～1910年) の結核菌に関する研究、フランスの細菌学者ルイ・パストゥール (1822～1895年) とその学派の功績が『死亡率の原因に関する総合的報告』において言及されているのは、このためである²¹。細菌学の進展によってマラリア、コレラ、ペスト、黄熱病などが回避可能な病気に位置づけられることとなったが、さらに病原菌の活動を抑えるべく住居・食品・水道・人体などの消毒・検疫を推し進めることが目指された。肉眼では不可視であっても顕微鏡を用いて病原体を特定し、ワクチン接種によって人体への罹患を予防すること。消毒の行き届いた清潔な環境で分娩や育児を行うことで母体や新生児の罹患を防ぐこと。牛乳の殺菌と生産・販売の検疫によって乳児の罹患を抑えること。細菌学の発展は、そうした衛生的配慮の余地を大きく開くものであった。ある種の病気やそれを原因とする死亡が「回避可能 (évitables)」であるという認識は、「伝染・感染する」状態を表す 'infectieux' 'contagieux' 'transmissible' などの形容詞と対比的に用いられ、産育や学校の営みを分析する視角を提供する。『総合的報告』においては、出生率に関する言説と病気や死の「回避可能性」をめぐる言説とが連結されることによって人口言説の外縁が拡張されている。

それでは、フランス人口の伸び悩みの解決策として『総合的報告』で論じられた墮胎、死産や乳幼児死亡の問題を含めた出産前後の育児、乳母慣行等、総じて産育の営みへの言及について具体的に考察していくこととしたい。

2. 墮胎の抑制

墮胎は細菌学の発展以前から、1810年の刑法典の

制定時から犯罪行為とされており、『総合的報告』においては古代文明の時代から行われる「子ども期に向けられる犯罪 (les crimes contre l'enfance)」とりわけ「嬰兒殺 (infanticide)」と同類のものとして非難されている²²。胎児の死亡と嬰兒の死亡は地続きのものとして捉えられ、両者の「回避可能性」が模索される。フランス人口の伸び悩みの解決策を模索する「死亡率に関する小委員会」にとって、墮胎の抑制は出生数の増加に直結するという意味において是非とも強化したい懸案事項であり、また、墮胎は人為的に引き起こされるものであるため、やはり回避可能だという前提のうえに論じられていた。フランスの出産奨励運動において墮胎の抑制が高い関心を払われた理由がここにある²³。墮胎は秘密裏に行われるため犯罪統計の信頼度は高くないものの、「すべての文明国において、墮胎の策動は徐々に頻繁になり、徐々に多くの災いをもたらしている」というのが「死亡率に関する小委員会」の見解である²⁴。『総合的報告』では、秘密裏に墮胎を遂行し、あるいは教唆する存在として産婆 (sages-femmes) に疑いの目が向けられている。産婆は「産院を維持しているか、否かを問わず、もし、入所、滞在の条件、料金と同様に、名前、称号、資格、住所を示すことがないならば、広告、特に、案内、チラシ、看板を出すことは禁止される」²⁵。また、産院の開設に関する行政当局の認可制²⁶、産婆や医者を含め墮胎を行ったり教唆したりした者への刑罰の加重²⁷、墮胎を教唆する目的で書籍やポスターなどの媒体を流通させることへの取り締まり²⁸、などが提言されている。

墮胎の抑制を、妊娠している女性の保護と結合させる母子保護政策が提言されている点も注目に値する。『総合的報告』は「女性が妊娠していることを知りながら、意図的に身体を傷つけたり殴打したりする者、暴力を行う者、折檻を行う者、故意に生活必需品を奪う者」²⁹を取り締まる必要性を論じているが、この議論は児童虐待の防止を定めた1898年4月19日法³⁰を妊婦にも適用対象を拡大するという考え方に基づいて提示されているのである³¹。これは墮胎と胎児への虐待行為をアナログカルに捉える考え方が「死亡率に関する小委員会」のなかで共有されていたことを示しているように思われる。死亡原因を探求する思考枠組みのなかで胎児の生命の周辺に墮胎、嬰兒殺、児童虐待、妊婦への暴力という諸概念が有機的に関連づけられている。

3. 死産の回避

『総合的報告』では、胎児が健やかに生まれてく

るための努力全般について「出生前の育児学 (la puériculture avant la naissance)」という節³²を設けて論が展開されている。この節で最大の焦点となっているのが死産 (mortalité) である。死産はフランス全土で年間約 25,000 件と見積もられている³³。「死亡率に関する小委員会」のメンバーで死産の問題に取り組んできた産科医アドルフ・ピナール (1844～1934 年) の見解が、死産の原因に関して大きく採用されている³⁴。死産の原因は 2 つのカテゴリーに分けて言及されている。1 つ目のカテゴリーは原初的・始原的な「種子 (graine)」に属する原因であるとされ、中毒 (intoxications) 及び感染 (infections) によって「病的な遺伝 (hérédité pathologique)」が有害な役割を演じることによって死産が起こるものである。原文ではイタリック表記されている「種子 (graine)」とは、男性の精子を指しているわけではなく、ここではむしろ受精卵ないし胚の婉曲的表現である。そして、「中毒及び感染」の最大のものとしては慢性・急性のアルコール中毒 (l'intoxication alcoolique) と梅毒 (l'avarie) が挙げられている。報告書ではアルコール中毒が遺伝に与える影響のメカニズムは詳述されているわけではなく、産科医ピナールの経験則に基づいた意見が紹介されているに過ぎない。しかし、アルコール中毒は、同報告書では結核の罹患と関係があるともされるなど³⁵、対策の必要性の高い社会問題と認識されていた。

性感染症としての梅毒も大きな社会問題となっていた。やや時代が下るが、同報告書がまとめられた 1911 年の 7 年後の 1918 年には梅毒の問題を啓発する目的で「それを言わねばならない」というアニメーション映画が作製され、同じ売春婦から梅毒に感染した 2 人の兵士のうち治療を怠った若者の不幸な結婚生活が描かれ、梅毒と死産との結びつきも、この映画のなかで非難されている³⁶。こうした事例の分析も含めてフランスの歴史家ド・リュカ・バルースは、20 世紀前半のフランスで「衛生的出産奨励主義 (natalisme sanitaire)」が勃興したことを指摘している³⁷。多くの子どもの生命を誕生させることを目指す出産奨励主義と衛生主義が重なり合う地点に「死産の回避」という問題が位置づいている。

死産の原因の 2 つ目のカテゴリーは「土壌 (terrain)」と表現される母胎に関するものであり、土壌を衰えさせる直接的な要因として貧困、不十分な栄養、過労が挙げられ、間接的な要因として精神的な不安定さ、明日への不安が指摘されている。これは妊娠している女性に対する労働条件の改善、産児休暇の整備、給与保障などにつながっていく議論とも考えら

れるが、『総合的報告』では出産後 4 週間の休暇の提言は行われているものの³⁸、出産前の休暇や労働条件の制度的保障に関して具体的に踏み込んだ提言はなされていない。その意味で十分に議論が尽くされていないと指摘することも可能であるが、妊娠している女性の保護という母子保護政策という課題を浮上させている点では「堕胎の抑制」と「死産の回避」という論点は共通の方向性をもって論じられている。

4. 母親による授乳の奨励と衛生教育

出産後 4 週間の休暇の提言は、その間の母親自身による授乳を促進するべきだという「死亡率に関する小委員会」の立場から導き出されていると考えられる

「すべての関心事のうち第一のものは、母親による授乳 (l'allaitement maternel) を励ますことでなければならない。これが新生児への有益な保護の基底である。」³⁹

これには他人の子どもを預かり世話をすることによって対価を得る乳母 (nourrice) への警戒の意味が込められている。報告書では、1906 年に 90,146 人の子どもが乳母に預けられていることが紹介され、生後 1 年以内の子どもの平均死亡率は 147 パーミルに対し、乳母に預けられた子どもの死亡率は 199 パーミルであると指摘されている⁴⁰。このことから「死亡率に関する小委員会」は、乳母の住居の衛生状態の監督の必要を提言している⁴¹。

そして、哺乳瓶 (biberon) による授乳も批判の対象とされ、母親の乳房による授乳が好ましいとされる。引用しよう。

「幼児の下痢の場合もそうであるが、乳房で育てられる子どもは、哺乳瓶で育てられる子どもや小瓶で育てられている子どもよりも死ぬことが少ない。

もし母乳で育てられている子どもがもっと多く死んだならば、責任は育児中に繰り返される過失や母親の経験不足、彼女らの偏見にある。栄養過多、乳の質の悪さは、哺乳瓶で育てられる子どもの途方もない死亡率の本質的要素である。」⁴²

このように「死亡率に関する小委員会」は、乳幼児死亡率を下げるうえで母親の乳房による授乳に勝るものはないと論じる。栄養過多と乳の質の悪さを

伴う哺乳瓶による授乳は、母親の乳房による授乳と対比され「人工的な育児 (l' *élevage artificiel*)」⁴³ というレッテルを貼られながら批判される。乳母に預けるのではなく産んだ母親が、哺乳瓶ではなく乳房によって育児を行うことが乳幼児死亡率を下げる観点から推奨されている。育児の責任は母親に集中され、母子の一体性が強調される。これが 20 世紀初頭フランスの人口言説が産育に対して張り巡らせた論理の磁場だと考えられる。もちろん、こうした母子の一体性を促進し支援する行政の施策としても課題がある。この点について「死亡率に関する小委員会」は次のように、貧困、不衛生で過密な住居、無知、労働者の酷使に焦点を定めている。

「貧困と不衛生で過密な住居、無知、酷使が新生児の生命に及ぼす悲惨な結果を確認したならば、社会衛生の全体は、乳幼児の救済のために列になって入っていかなければならない。」⁴⁴

貧困や労働者の酷使の問題は、前節で検討した死産に対処するための施策としても論じられていた。また、住居の衛生化という課題は乳母の住居の衛生化という論点とも重なり合う。報告書の別の箇所では「不衛生な住居は、取り壊されるべき要塞である」⁴⁵ とも論じられている。そして、注目されるのが無知 (l' *ignorance*) という問題である。無知の解消は『死亡率の原因に関する総合的報告』が基調とする病気や死の「回避可能性」の概念に強く結びついた課題である。

「死亡率に関する小委員会」は、母親が十分な衛生的知識をもち、それに基づいた育児を行うならば乳幼児の病気や死は回避可能であり、乳幼児死亡率は下げることができるはずだという前提のもとに衛生的知識の普及を提言している。それは端的に「衛生教育 (*enseignement de l'hygiène*)」とされているが、衛生教育の目的が次のように述べられており特徴的である。

「すべての個人は、何よりも、彼らの子孫からの神聖な預かり物 (*dépot sacré*) を保存しなければならない種子運搬者 (*portes graines*) であるという考えを学校から普及させるために、フランスのすべての学校における衛生教育の改革が、近いうちに、公教育省の委員会によって企画されることを委員会は表明する。」⁴⁶

このような衛生教育の提言は、次のような点にお

いて特徴的であると考えられる。それは、古い世代から現在の世代へという時系列ではなく、未だ生まれていない子孫の世代から時間を遡って現在の世代が把握されているという特徴であり、子孫の世代への衛生的な影響を重視する観点が前面に押し出されている。個人は「子孫からの神聖な預かり物 (*dépot sacré*)」を保存すべき「種子運搬者」という存在に位置づけられ、そうした衛生教育を学校で行うという教育改革の提言が「死亡率に関する小委員会」から打ち出されたことになる。この提言が実際にどのように実施されたのかについて考察することは今後の課題とせざるを得ないが、『総合的報告』で論じられた衛生教育は、出生前の子どもの生命に「聖性 (*sanctity*)」⁴⁷ を付与し、親世代とくに母親の責任を強調するものとなっている。「現代の子ども期の本質的な条件」としての子どもの感情的価値の増大という事態は、このフランスのケースでは出生前の子どもの生命にまで範囲を拡張して捉えることができる。それでは、『総合的報告』で論じられた衛生教育の思想に今少し立ち入って検討を進めたい。この衛生教育の提言は、前出の産科医アドルフ・ピナールの提言に基づいて「死亡率に関する小委員会」が提示したものである⁴⁸。ピナールと委員会は乳幼児の病気と死を回避するための予防措置を強化することを目的として、受胎から出産までの期間だけでなく、受胎前の期間でさえ、将来的に生まれてくる子どもの病気と死の回避にとって重要な意味をもつことを強調している⁴⁹。これは世代の退化 (*dégénérescence*) と遺伝の問題と関わっている。

「衛生と予防の防衛プランは分類され、回避可能な病気ごとに適用され、幼児が犠牲となることを真正面から救わなければならない。特に結核の場合は、遺伝の要素が多かれ少なかれその強度に介入し、両親の予防が子どもの生命の最良の保護だというのは、残念ながら本当である。この概念は、結核やすべての退化と同様に梅毒やアルコール中毒にあてはまる。」⁵⁰

つまり、親世代が罹患する結核、梅毒、アルコール中毒が幼児の病気と死に強い影響を及ぼす。それは多少なりとも遺伝の影響である。それを回避するためには親世代の衛生と予防の措置を強化する必要がある。これがピナールと「死亡率に関する小委員会」が提示した「子孫からの神聖な預かり物を保存すべき」存在としての個人という概念を構成する論理である。

「死亡率に関する小委員会」は、フランスの初等、中等、高等段階の学校で行われる衛生教育がアルコール中毒、結核、性感染症と闘う性質をもつことを重視しているが、これは、これらの病気が「人種の未来を危険にさらし、弱い退化した世代を準備する」⁵¹からであると指摘している。

さて、ここまでの考察から、乳幼児 (*nourrissons*) の死亡や病気の回避が『総合的考察』の主題に据えられ、それと地続きの論点として胎児と母胎の保護という課題、そして母親による授乳と衛生教育が論じられていることが明らかとなった。次に、『総合的報告』においてやはり論点となっている学齢期の子どもを対象とする学校衛生という論点について検討することとしたい。

Ⅲ. 学校衛生と子どもの生命

「死亡率に関する小委員会」は胎児や新生児の産育に続いて、1歳から14歳の子どもの対象とした考察を展開する。託児所、幼稚園、学校など、この年代の子どもが集団生活をする場の医療監督の強化が最大の論点となっている。つまり、

「すべての子どもの集団生活は、地域の衛生の観点からも、個人の衛生と感染症の予防という観点からも厳しい医療管理 (*contrôle médical*) の対象とならなければならない。」⁵²

このような「死亡率に関する小委員会」の主張は、集団生活における病原菌 (*germes*) の広がりへの懸念から提示されたものであり、病原菌の発生元を特定し、隔離や消毒などの方法で伝染病の広がりを防ぐことが医療管理の中身となる。この医療監督をフランス全土の学校に行き渡らせるという課題が論じられている⁵³。不潔な家屋、トイレ、下水路も「病原菌の隠れ家」⁵⁴になり得るが、「託児所、学校、作業場、兵舎のような集会的環境の衛生的保護の問題ほど重大な問題はない」⁵⁵。

学校衛生の制度的根幹である医療監察にあたる学校医の業務として、体重をはじめとする身体検査の結果を学校健康手帳 (*livret scolaire de santé*) に記入し、記録として保存することが提言されている⁵⁶。これが病気の兆候を発見したり病原菌の足跡を追及したりする際の重要な手がかりを提供する。そして、この健康手帳への記録という方法は、軍隊全般や海軍の船舶乗組員にも適用されるべきだとされている⁵⁷。男子に2年間の徴兵が課されていたが⁵⁸、学校生活に続く時期における集団生活の場として軍隊も

検討の俎上に載せられていた。そして、「学校と同様に、兵役は監視所 (*observatoire*) となることができるし、ならなければいけない」⁵⁹ というのが「死亡率に関する小委員会」の見解である。この場合の「監視所」とは、軍事的な敵の警戒・偵察にあたるのではなく、味方の集団に潜む病原菌とその保菌者の警戒にあたる場という意味であろう。『総合的報告』には、1910年にパリで開催された第3回学校衛生国際会議にも言及があるが⁶⁰、この会議の議題にもなっていた学校の医療監察の強化は、ともに集団生活を営む者たちのうちの特定の個人から病原菌が広がっていくことへの警戒を起点として推進される。これは一種の「道徳的予防事業 (*œuvre de préservation morale*)」⁶¹ という特徴をもつこととなる。自らが病原菌の発生元とならないように留意しながら集団生活を営むことが衛生に関する道徳性の内容として重要だからである。学校で行われるべきだとされる衛生教育の目的は、この点にも向けられるであろう。船舶だけでなく陸上にも「痰つぼ (*crachoirs*)」の設置を推し進め、「痰つぼ」のない場所に痰を吐くことを禁止すべきだとする「死亡率に関する小委員会」の主張⁶²の根底には、痰を通じて伝播する病原菌への警戒がある。衛生に関する道徳性は、集団生活におけるエチケットに凝縮されている。痰を通じての病原菌の伝播は、個人が自らの行為に留意することによって回避可能なのである。

痰を吐く行為をめぐる「死亡率に関する小委員会」の主張は、海軍の集団生活に言及する際に、まず提起され、続いて港湾や造船所など陸上の集会的環境へと視野を拡大するなかでも論じられるという一種の軍隊モデルの論法がとられている⁶³。陸上の集会的環境という意味では、学校もそこに位置づけられる。むしろ、「学校は衛生的・予防的活動の拠点にならなければならない」⁶⁴。「死亡率に関する小委員会」が学校に期待した役割とは、このような学校の衛生拠点化であった。

V. 結び

『総合的報告』を分析することで浮かび上がってきた事柄として、フランス社会が多産多死から少産少死への人口転換を遂げていく過程において、細菌学の進展を背景として、胎児、乳幼児、学齢期の子どもの病気や死の「回避可能性」が探求されることによって産育や学校のあり方が問い直されたという点を、まずは確認しておきたい。具体的には、産育をめぐるのは墮胎の抑制、死産の予防、母親による授乳の奨励という議論が行われ、また、学校をめぐる

っては学校を衛生拠点化するという議論が「死亡率に関する小委員会」によって提起されることとなった。これらの議論がその後どのように展開していったのかという点に関しては、個別の詳細な検討が待たれるところではあるが、ここではさしあたり以下のようなことを参照しておくこととしたい。墮胎の抑制に関しては、1920年に「墮胎教唆・避妊プロパガンダ抑制法」が制定され、また、1939年に「家族法典」と呼ばれる法律が制定された際にも墮胎の抑制策が盛り込まれている⁶⁵。また、死産を引き起こす原因として『死亡率の原因に関する総合的報告』で言及されていた梅毒など性感染症に関して、1916年に性病予防委員会が内務省に創設されるなど1910年代～30年代に大きな社会問題となっていた⁶⁶。母親による授乳の奨励は、産科医アドルフ・ピナールが女子教育用の教科書として執筆した『乳児の育児学』⁶⁷（1919年）においても論じられている。学校衛生に関しては、パリで開催された第3回学校衛生国際会議（1910年）についての言及が『総合的報告』で行われていたが、1913年には第4回学校衛生国際会議がアメリカで開催される⁶⁸。

『総合的報告』における産育と学校のあり方に関する提言は、全体としてフランス社会における人口の伸び悩みをめぐる人口言説をベースとし、同時に、子どもの病気や死の「回避可能性」をめぐる衛生的配慮の議論に連結されることによって人口と衛生をめぐる言説空間が構成されていた。この言説空間において「回避可能性」という概念装置は、墮胎に関して産婆を批判し、死産に関して若者の梅毒への感染のもととなる性的行為を戒め、乳幼児死亡に関して乳母への警戒を促し、かつ、母親の衛生に関する無知を責める基準として機能し、さらには産後休暇制度の充実や学校の衛生拠点化の準拠枠をも提供した。『総合的報告』以外の史料においても「回避可能性」概念が幅広く使用されている可能性がある。この点についての詳細は別稿を期すこととしたい。

本稿では20世紀初頭のフランスにおける子どもの生命の意味づけを考察してきたが、ゼライザーが検討対象としたアメリカのケースと比較して特徴的だと考えられるのは、『総合的報告』で論じられた「すべての個人は、何よりも、彼らの子孫からの神聖な預かり物を保存しなければならない種子運搬者である」という衛生教育の提言である。この衛生教育は出生前の子どもの生命に「聖性」を付与し、「子孫からの神聖な預かり物を保存すべき」存在として親世代とくに母親の責任に焦点をあてている。これが20世紀初頭のフランスにおける「子ども期の文化的再

定義」と「子どもの生命の神聖化」の一端だと考えられる。

注

- 1 アリエスは『〈子供〉の誕生』において、人口転換の前と後では、社会の子ども観に大きな隔りがあることを指摘した。Ariès, Ph., *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancient Régime*, Plon, 1960, p. 30 (杉山光信・杉山恵美子訳『〈子供〉の誕生』みすず書房, 1980年40頁)
- 2 Zelizer, V. A. R., *Pricing the priceless child: The changing social value of children*, Basic Books, 1985, p. 22
- 3 *Ibid.*, p. 132
- 4 *Ibid.*, p. 11
- 5 *Ibid.*, p. 3
- 6 「子どもの生命の神聖化」という用語を使用しているわけではないが、世界史的事態として工業化の進展度によって「子どもの価値」が実用的価値から精神的価値へと比重が移行することに言及した研究として以下の文献がある。柏木恵子『子どもという価値——少子化時代の女性の心理』中央公論新社, 2001年
- 7 ヨーロッパ諸国は総じて19世紀後半から出生率の低下傾向を経験するが、フランスはそれより早く19世紀初頭から出生率の低下傾向が生じていた。J. N. ピラバン/J. デュパキエ『出産飢饉』(岡田實訳)中央大学出版部, 1990年, 参照。
- 8 Zelizer, *op.cit.*, p. 12
- 9 拙著『フランスの出産奨励運動と教育——「フランス人口増加連合」と人口言説の形成』日本評論社, 2015年
- 10 拙稿「学校衛生と子ども観」『地域学論集(鳥取大学地域学部紀要)』第14巻第3号, 2018年167-177頁では20世紀初頭フランスの学校衛生論との関係で子ども観の分析を行ったが、死亡率や死亡原因に関する動向の分析は未着手であった。
- 11 Commission de la dépopulation, Sous-commission de la mortalité, *Rapport général sur les causes de la mortalité*, présenté par Paul Strauss, Melun. Imprimerie administrative, 1911. 以下、同報告をRGCMと略記する。
- 12 RGCM, 表紙頁
- 13 Rollet, C., 'Ligue contre la mortalité infantile et alliance pour l'accroissement de la population française: deux familles de pensée et d'actions?', Head-König, A-L, Lorenzetti, L., Veyrassat, B., *Famille, Parenté et réseaux en Occident, Société d'histoire et d'archéologie de Genève*, 2001, pp. 135-150
- 14 前掲拙著『フランスの出産奨励運動と教育』52頁
- 15 RGCM, p. 3
- 16 *Ibid.*, p. 5
- 17 Bertillon, J., 'Parallélisme des mouvements de population dans les différents pays de l'Europe', *Journal de la société française de statistique*, Tome 45 (1904), pp. 333-356
- 18 RGCM, p. 6
- 19 *Ibid.*, p. 10, p. 18, p. 21, p. 29, p. 35, p. 36, p. 38, p. 40, p. 41, p. 47, p. 50, p. 51, p. 53, p. 56, p. 67, p. 72
- 20 乳幼児死亡防止運動において「回避可能性」概念が重視されたことに関してはロレの前掲論文でも指摘されている。Rollet, *op.cit.*, p. 138
- 21 *Ibid.*, p. 14, p. 45, p. 53
- 22 *Ibid.*, p. 6
- 23 出産奨励運動が墮胎の抑制に高い関心を払っていた模様に関して前掲拙著『フランスの出産奨励運動と教育』76頁, 97頁, 参照。もともと、20世紀前半のフランスでは墮胎と嬰兒殺の峻別する議論も展開されていた。拙稿「フランス出産奨励運動の子ども観と家族——二

○世紀前半における『多産化への教育』比較家族史学会編『子どもと教育』日本経済評論社(2018年12月刊行予定)。

- 24 *RGCM*, p. 6
 25 *Ibid.*, p. 65
 26 *Ibid.*
 27 *Ibid.*, p. 66
 28 *Ibid.*, p. 67
 29 *Ibid.*
 30 1898年4月19日法の原文は J. B., *Collection complète des lois, décret, ordonnance, réglemens et avis du Conseil d'État, année 1898*, pp. 257-261 に収録されている。また、同法の基本性格を含めた児童虐待防止策に関して拙稿「フランス第三共和制前期における児童保護政策の基本理念——1898年児童虐待防止法と監獄総協会」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第41巻, 2001年, 参照。
 31 *RGCM*, p. 67
 32 *RGCM*, pp. 10-14
 33 *Ibid.*, p. 10
 34 *Ibid.*
 35 *Ibid.*, p. 40
 36 De luca Barrusse, V., 'Natalisme et hygiénisme en France de 1900 à 1940', *Population*, Vol. 64, 2009, pp. 537-538
 37 *Ibid.*, p. 532
 38 *RGCM*, p. 68. 1913年には出産後4週間の休暇を認める法整備が行われた。岡部造史『フランス第三共和政期の子どもと社会——統治権力としての児童保護』昭和堂, 2017年 231頁
 39 *RGCM*, p. 17
 40 *Ibid.*, p. 24
 41 *Ibid.*, p. 25
 42 *Ibid.*, p. 17
 43 *Ibid.*
 44 *Ibid.*, p. 20
 45 *Ibid.*, p. 58
 46 *Ibid.*, p. 63
 47 Zelizer, *op.cit.*, p. 6
 48 *RGCM*, p. 63
 49 *Ibid.*, p. 67
 50 *Ibid.*, p. 29
 51 *Ibid.*, p. 73
 52 *Ibid.*, p. 69
 53 *Ibid.*
 54 *Ibid.*, p. 39
 55 *Ibid.*, p. 43
 56 *Ibid.*, p. 33
 57 *Ibid.*, p. 46, p. 51
 58 *Ibid.*, p. 44
 59 *Ibid.*, p. 49
 60 *Ibid.*, p. 32
 61 *Ibid.*, p. 49
 62 *Ibid.*, pp. 50-51
 63 *Ibid.*
 64 *Ibid.*, p. 34
 65 前掲拙著『フランスの出産奨励運動と教育』73-75頁, 96-100頁, 参照。
 66 De luca Barrusse, *op.cit.*, p. 533
 67 Pinard, A., *La puériculture du premier âge*, Armand Colon, 1919, pp. 68-72
 68 寺崎弘昭「学校衛生国際会議の展開と転回 1904～1913——学校教育の『精神衛生 (mental hygiene) 化』』『ヨーロッパ学校衛生論史研究』(平成23-26年度科学研究費助成事業 課題番号 23530994 研究成果報告書) 2015年 9-42頁, 参照。

※本稿は科学研究費補助金(基礎研究(C) 課題番号 17K04552)による研究成果の一部である。